

森林警察官の機能的役職及びその単位についての
詳細実施ガイドライン
に関する

インドネシア共和国林業大臣規程
第 P. 9/Menhut-II/2014

唯一の神の恵みに基づき、
インドネシア共和国林業大臣は、

森林警察官の機能的役職及びその単位に関する国家機構活性・官僚改革大臣規程 2011 年第 17 号第 6 条 a 項を実施するにあたり、林業大臣規程による森林警察官の機能的役職及びその単位についての詳細実施ガイドラインを定める必要があることを考慮し；

1. 人事事項に関する法律 1974 年第 8 号（インドネシア共和国官報 1974 年第 55 号、インドネシア共和国官報補遺第 3041 号）を変更した法律 1999 年第 43 号（インドネシア共和国官報 1999 年第 169 号、インドネシア共和国官報補遺第 3890 号）；
2. 生物資源及びその生態系の保全に関する法律 1990 年第 5 号（インドネシア共和国官報 1990 年第 49 号、インドネシア共和国官報補遺第 3419 号）；
3. 林業に関する法律 1999 年第 41 号（インドネシア共和国官報 1999 年第 167 号、インドネシア共和国官報補遺第 3000 号）を変更した法律 2004 年第 19 号（インドネシア共和国官報 2004 年第 86 号、インドネシア共和国官報補遺第 4412 号）；
4. 地方政府に関する法律 2004 年第 32 号（インドネシア共和国官報 2004 年第 125 号、インドネシア共和国官報補遺第 4437 号）を変更した法律 2008 年第 12 号（インドネシア共和国官報 2008 年第 59 号、インドネシア共和国官報補遺第 4844 号）；

5. 公務員の機能的役職に関する政令 1994 年第 16 号（インドネシア共和国官報 1994 年第 22 号、インドネシア共和国官報補遺第 3547 号）を変更した政令 2010 年第 40 号（インドネシア共和国官報 2010 年第 51 号、インドネシア共和国官報補遺第 5121 号）；
6. 公務員の体制に関する政令 2000 年第 97 号（インドネシア共和国官報 2000 年第 194 号、インドネシア共和国官報補遺第 4015 号）を変更した政令 2003 年第 54 号（インドネシア共和国官報 2003 年第 122 号、インドネシア共和国官報補遺第 4332 号）；
7. 公務員の募集に関する政令 2000 年第 98 号（インドネシア共和国官報 2000 年第 195 号、インドネシア共和国官報補遺第 4016 号）を変更した政令 2002 年第 11 号（インドネシア共和国官報 2002 年第 31 号、インドネシア共和国官報補遺第 4192 号）；
8. 公務員の役職教育研修に関する政令 2000 年第 101 号（インドネシア共和国官報 2000 年第 198 号、インドネシア共和国官報補遺第 4019 号）；
9. 森林保護に関する政令 2004 年第 45 号（インドネシア共和国官報 2004 年第 147 号、インドネシア共和国官報補遺第 4453 号）；
10. 公務員の機能的役職分類に関する大統領決定 1999 年第 87 号；
11. 省庁の形成及び組織に関する大統領規程 2009 年第 47 号を数回変更した大統領規程 2013 年第 55 号；
12. インドネシア・ブルサトゥ II 内閣の形成に関する大統領決定 2009 年第 84/P 号を数回変更した大統領規程 2013 年第 5/P 号；

13. 省庁の立場、業務、機能及び省庁におけるエセロン I の組織構成、業務、機能に関する大統領規程 2010 年第 24 号を数回変更した大統領規程 2013 年第 56 号；
14. 森林警察官の機能的役職及びその単位に関する国家機構活性・官僚改革大臣規程 2011 年第 17 号の実施規定に関する林業大臣及び国家人事庁長官合同規程 2011 年第 31 号及び 2011 年 8 月 22 日付の第 NK. 14/Menhut-II/2011；
15. ジャガワナタスクフォースに関する林業・農園大臣決定第 597/Kpts-II/1998
16. 特別警察組織における名称の使用に関する林業・農園大臣決定第 471/Kpts-II/1988 を取り消し、ジャガワナを森林警察官へ改名した林業・農園大臣決定第 378/Kpts-V/1999；
17. 天然資源保護実行事務所の組織及び作業手順に関する林業大臣第 P. 02/Menhut-II/2007 を変更した林業大臣第 P. 51/Menhut-II/2009；
18. 国立公園実行事務所の組織及び作業手順に関する林業大臣第 P. 03/Menhut-II/2007 を変更した林業大臣第 P. 52/Menhut-II/2009；
19. 林業省の組織及び作業手順に関する林業大臣第 P. 40/Menhut-II/2010（インドネシア共和国官報 2010 年第 405）を変更した林業大臣第 P. 33/Menhut-II/2012（インドネシア共和国官報 2012 年第 779）；

に鑑み：

次を決定する：

決定事項：森林警察官の機能的役職及びその単位についての詳細実施ガイドラインに関する林業大臣規程

第1章
一般規定
第1条

本規程における用語は、次のように定義する。

1. 森林警察官の機能的役職とは、公務員が着任する中央又は地方における林業関連機関内の役職で、業務の性質上、森林保護における活動の実施及び／又は遂行において、森林及び天然資源並びにその生態系分野における特別警察の権限が法律より与えられることを言う。
2. 森林警察官とは、中央又は地方の林業関連機関内の公務員で、業務の性質上、森林保護における活動の実施及び／又は遂行において、森林及び天然資源並びにその生態系分野における特別警察の権限が法律より与えられることを言う。
3. 以降、森林警察隊と称する森林特別警察隊とは、法令に従い、森林警察の機能及び組織に関連するすべての事項を言う。
4. 技能森林警察官とは、業務の遂行において、特定の業務手順及び技術を使用する森林警察の機能的職員を言う。
5. 専門森林警察官とは、業務の遂行において、特定の科学分野、手法、分析方法に基づいて行う森林警察の機能的職員を言う。
6. 林業とは、森林、森林地区、林産物に関わる統合的に実施する管理システムのことを言う。
7. 森林保護及び警備とは、人、家畜、火災、自然災害、害虫、病気などによって森林、森林地区、林産物の損害を予防及び限定するための活動で、また森林管理に関連する森林、森林地区、林産物、投資、機材などに対する国、地域住民、個人の権利を維持することを言う。
8. 単位確定提案リスト（DUPAK）とは、単位を確定するために森林警察官が記入する森林警察官の個人情報及び評価対象の活動内容が記載されている記入フォームのことを言う。
9. 単位確定（PAK）とは、森林警察官の個人情報及び単位確定職員が定めた森林警察官が達成した活動内容の評価結果及び／又は活動内容の累計評価の評価単位を記載する記入フォームのことを言う。

10. 単位とは、森林警察官が必ず達成しなければならない各活動内容及び／又は活動内容の累計評価の評価単位で、ランク／役職の任命及び昇進条件の一つとして使用されるものを言う。
11. 物理的根拠とは、主要業務及び機能に基づく森林警察の機能的職員が、個人又は団体の使命で、招待状、出席名簿、説明書、証書、本、論文、報告書などにより実施した活動結果のことを言う。
12. 単位確定職員とは、森林警察官の単位を確定する権限を持つ職員のことを言う。
13. 提案職員とは、森林警察官の単位確定を提案する権限を持つ職員のことを言う。
14. 森林警察の機能的役職の単位評価チームとは、権限を持つ職員によって形成・承認された評価チームで、森林警察官の業績を評価する者を言う。
15. 総局長とは、森林保護及び自然保全を担当する総局長のことを言う。
16. 評価チーム事務局とは、森林警察官の単位を評価する中央評価チーム、総局評価チーム、実行事務所（UPT）評価チーム、州評価チーム、県／市評価チームなどを支援するために形成された事務局のことを言う。

第2章 森林警察官及びその単位

第2条

森林警察官は、保護活動及び警備を準備、実施、展開、監視、評価、報告並びに林産物の流通監視などの主要業務を持つ機能的職員である。

第3条

- (1) 上記第2条で述べた森林警察官の初回任命は、権限を持つ職員によるものとする。
- (2) 上記第(1)項で述べた権限を持つ職員は、次の通りである。
 - a. 林業大臣または林業省内に森林警察に適用する法令に基づいて指名されたその他の職員；
 - b. 州知事または当該州で業務を遂行する森林警察に適用する法令に基づいて指名されたその他の職員；

- c. 県知事／市長または当該県／市で業務を遂行する森林警察に適用する法令に基づいて指名されたその他の職員；

第4条

- (1) 単位で評価される上記第2条で述べた森林警察官の主要業務は、活動要素及びサブ要素から構成される。
- (2) 上記第(1)項で述べた活動要素には、次を含む。
 - a. 教育；
 - b. 森林保護・警備、林産物の流通、火災管理の事前状況整備；
 - c. 地区保護・警備、林産物の流通、火災管理；
 - d. モニタリング及び評価；
 - e. 職業能力開発；および
 - f. 森林警察の活動サポート

第5条

- (1) 上記第4条(2)項a号で述べた教育には、次のサブ要素を含む。
 - a. 学校での教育による、卒業証書又は学位の取得；
 - b. 森林警察分野での機能的教育訓練による、教育訓練修了書又は証明書の取得；および
 - c. 役職就任前教育訓練。
- (2) 上記第4条(2)項b号で述べた森林保護・警備、林産物の流通、火災管理の事前状況整備には、次のサブ要素を含む。
 - a. 方針案の策定；
 - b. 方針の評価；
 - c. 方針戦略案の策定；
 - d. 作業プログラムの策定；
 - e. 運用指示の策定；
 - f. 作戦計画の策定。
- (3) 上記第4条(2)項c号で述べた地区保護・警備、林産物の流通、火災管理には、次のサブ要素を含む。
 - a. 地区又は林産物の流通への損害及び侵害に対する事前対策の実施；
 - b. 地区又は林産物の流通への損害及び侵害に対する予防処置の実施；
 - c. 地区又は林産物の流通への損害及び侵害に対する抑圧的作戦；

- d. 地区又は林産物の流通への損害及び侵害に対する法的作戦；
 - e. 森林及び／又は土地の火災管理；
 - f. 野生動物と地域住民との問題対策；および
 - g. 森林警察分野における事件登録及び情報システム。
- (4) 上記第 4 条 (2) 項 d 号で述べたモニタリング及び評価には、次のサブ要素を含む。
- a. モニタリング；及び
 - b. 評価。
- (5) 上記第 4 条 (2) 項 e 号で述べた職業能力開発には、次のサブ要素を含む。
- a. 森林警察分野における論文の作成；
 - b. 森林警察分野における本及び資料の翻訳／引用；
 - c. 森林警察システムの策定；
 - d. 森林警察分野におけるガイドブック・運用指示・ガイドラインの作成；および
 - e. 森林警察における自己啓発活動の向上（比較見学、地区間・国家間森林警察交換派遣、訪問見学、インターンシップなど）。
- (6) 上記第 4 条 (2) 項 f 号で述べた森林警察の活動サポートには、次のサブ要素を含む。
- a. 森林警察分野における講師／コーチ；
 - b. 森林警察分野におけるセミナーやワークショップなどへの参加；
 - c. 職業団体の会員；
 - d. 森林保護及び警備の特集部隊の隊員（SMART 又は SPORC）；
 - e. 森林警察の機能的役職における単位評価チームのチームメンバー；
 - f. 名称憲章及び表彰の取得；
 - g. その他の学位取得；
 - h. 森林地区における救出活動。

第 6 条

- (1) 上記第 4 条及び第 5 条で述べた要素及びサブ要素は、主要活動及び支援活動に分けられる。
- (2) 上記第 (1) 項で述べた主要活動及び支援活動の詳細は、次の森林警察職員用である。
 - a. 技能森林警察官；および
 - b. 専門森林警察官。
- (3) 技能森林警察官の主要活動及び支援活動の詳細は付録 I に記載されている。
- (4) 技能森林警察官の主要活動及び支援活動の詳細は付録 II に記載されている。

第3章 単位確定提案リスト

第7条

各森林警察官は、実行したすべての活動を記録し、まとめ、必ず単位確定提案リスト (DUPAK) を作成すること。

第8条

- (1) 上記第7条で述べた単位確定提案リストは、必ず以下を添付すること。
 - a. 所属長からの単位評価提案書；
 - b. 記入済みの専門森林警察官単位確定提案リスト；
 - c. 業務命令書；
 - d. 活動概要説明書、以下を含む：
 1. 教育訓練受講説明書；
 2. 森林保護・警備、林産物の流通、火災管理の事前状況整備活動実施に関する説明書；
 3. 地区保護・警備、林産物の流通、火災管理の活動実施に関する説明書；
 4. モニタリング及び評価の活動実施に関する説明書；
 5. 職業能力開発の活動実施に関する説明書；
 6. 森林警察の支援活動実施に関する説明書；
 - e. 物理的根拠及び業務区域における直接上司が把握している活動の評価根拠
 - f. 権限を持つ職員によって証明された取得済みの卒業証書／教育訓練修了書のコピー；
 - g. 権限を持つ職員によって証明された最終森林警察機能的役職の就任・ランク付け決定書のコピー；
- (2) 上記第(1)項d.1号で述べた概要説明書のフォームは、付録IIIを参照。
- (3) 上記第(1)項d.2号で述べた概要説明書のフォームは、付録IVを参照。
- (4) 上記第(1)項d.3号で述べた概要説明書のフォームは、付録Vを参照。
- (5) 上記第(1)項d.4号で述べた概要説明書のフォームは、付録VIを参照。
- (6) 上記第(1)項d.5号で述べた概要説明書のフォームは、付録VIIを参照。

- (7) 上記第 (1) 項 d. 6 号で述べた概要説明書のフォームは、付録 VIII を参照。

第 9 条

- (1) 森林警察官の単位確定提案リストの申請は年 2 回行われる。
- (2) 上記第 (1) 項で述べた申請は、次の時期に行う。
 - a. 前年 7 月から 12 月までの単位確定提案リストは、1 月。
 - b. 当年 1 月から 6 月までの単位確定提案リストは、7 月。
- (3) 単位確定提案リストは、上記第 (2) 項で述べた申請時期で行うことができない場合、最大で年 1 回申請することができる。
- (4) 上記第 (3) 項で述べた年 1 回の期間で、単位確定提案リストを申請することができない場合、所属長は、森林警察の機能的職員に対し、警告書を与えることができる。
- (5) 森林警察の機能的職員は、上記第 (4) 項で述べた警告書を与えられた場合、最大過去 4 期までの単位確定提案リストを申請することができない。
- (6) 上記第 (4) 項で述べた警告書のフォームは、付録 IX を参照。

第 10 条

- (1) 上記第 9 条で述べた単位確定提案リストの申請は、次から構成する。
 - a. 林業省内における単位確定提案リストの申請；
 - b. 州または県／市に所在する等級 IV/b 及び IV/c の中級森林警察官 (Polisi Kehutanan Madya) 用単位確定提案リストの申請；
 - c. 州または県／市に所在する初級実行森林警察官 (Polisi Kehutanan Pelaksana Pemula) から監督森林警察官 (Polisi Kehutanan Penyelia) まで及び第一森林警察官 (Polisi Kehutanan Pertama) から等級 IV/a 中級森林警察官までの単位確定提案リストの申請。
- (2) 上記第 (1) 項 a 号で述べた林業省内における単位確定提案リストの申請は、次の手順で行う。
 - a. 等級 IV/b 及び IV/c の中級森林警察官の場合、単位確定提案リスト及びその添付は森林保護及び自然保全総局官房長経由で森林保護及び自然保全総局長へ申請する。

- b. 上級実行森林警察官(Polisi Kehutanan Pelaksana Lanjutan)から監督森林警察官まで及び第一森林警察官から等級 IV/a 中級森林警察官までの場合、単位確定提案リスト及びその添付は総局内の人事部長または人事管理を担当するエセロン III の職員経由で森林保護及び自然保全総局官房長へ申請する。
 - c. 単位確定権限の委任を受任した中央センターでの初級実行森林警察官から等級 II/d の実行森林警察官まで、上級実行森林警察官から等級 III/d の監督森林警察官まで、第一森林警察官から等級 IV/a 中級森林警察官までの場合、単位確定提案リスト及びその添付は当該中央センター事務管理部長経由で中央センター長へ申請する。
 - d. 初級実行森林警察官から等級 II/d の実行森林警察官までの場合、単位確定提案リスト及びその添付は当該センター事務管理課長経由でセンター長へ申請する。
- (3) 上記第 (1) 項 b 号で述べた州または県／市に所在する等級 IV/b 及び IV/c の中級森林警察官用単位確定提案リストの申請は、単位確定提案リスト及びその添付を林業関連を担当する州又は県／市局長経由で総局長へ申請する。
- (4) 上記第 (1) 項 c 号で述べた州または県／市に所在する初級実行森林警察官から監督森林警察官まで及び第一森林警察官から等級 IV/a 中級森林警察官までの単位確定提案リストの申請は、単位確定提案リスト及びその添付を林業関連を担当する州又は県／市局長へ申請する。

第 4 章 単位の評価及び確定

第 11 条

上記第 10 条で述べた森林警察官の単位評価は、次から構成する機能的役職評価チームが行う。

- a. 中央評価チーム；
- b. 総局評価チーム；
- c. 実行事務所評価チーム；
- d. 州評価チーム；
- e. 県／市評価チーム。

第 12 条

- (1) 上記第 11 条 a 号で述べた中央評価チームは、総局長によって形成される。
- (2) 上記第 (1) 項で述べた中央評価チームの業務は、林業省内、州内、県／市内における一等管理者(Pembina Tingkat I)ランク等級 IV/b 及びジュニア管理者(Pembina Utama Muda)ランク等級 IV/c の中級森林警察官への単位確定において、総局長を支援すること。

第 13 条

- (1) 上記第 11 条 b 号で述べた総局評価チームは、総局官房長によって形成される。
- (2) 上記第 (1) 項で述べた総局評価チームの業務は、林業省内における上級監督者 (Penata Muda) ランク等級 III/a 上級実行森林警察官から一等上級監督者 (Penata Tingkat I) 等級 III/d 監督森林警察官及び上級監督者ランク等級 III/a 第一森林警察官から管理者 (Pembina) ランク等級 IV/a 中級森林警察官までへの単位確定において、総局官房長を支援すること。

第 14 条

- (1) 上記第 11 条 c 号で述べた実行事務所評価チームは、次から構成される。
 - a. 天然資源保護／国立公園中央センター；および
 - b. 天然資源保護／国立公園センター。
- (2) 上記第 (1) 項 a 号で述べた評価チームは、総局官房長の委任に基づき、天然資源保護／国立公園中央センター長によって形成される。
- (3) 上記第 (1) 項 b 号で述べた評価チームは、天然資源保護／国立公園センター長によって形成される。
- (4) 上記第 (2) 項で述べた評価チーム業務は、次の森林警察官の単位を確定すること。
 - a. ジュニア監督者 (Pengatur Muda) ランクの等級 II/a 初級実行森林警察官から一等監督者 (Pengatur Tingkat I) ランクの等級 II/d 実行森林警察官；
 - b. ジュニア上級監督者 (Penata Muda) ランクの等級 III/a 上級実行森林警察官から一等上級監督者 (Penata Tingkat I) ランクの等級 III/d 監督森林警察官；
 - c. ジュニア上級監督者ランクの等級 III/a 第一森林警察官から管理者 (Pembina) ランクの等級 IV/a 中級森林警察官。
- (5) 上記第 (3) 項で述べた評価チームの業務は、林業省内におけるジュニア監督者ランクの等級 II/a 初級実行森林警察官から一等監督者ランクの等級 II/d の実行森林警察官の単位を確定すること。

第 15 条

- (1) 上記第 (11) 条 d 号で述べた州評価チームは、林業関連を担当する州局長によって形成される。
- (2) 上記第 (1) 項で述べた州評価チームの業務は、州内におけるジュニア監督者ランクの等級 II/a 初級実行森林警察官から一等上級監督者ランクの等級 III/d 監督森林警察官及びジュニア上級監督者ランクの等級 III/a 第一森林警察官から管理者ランクの等級 IV/a 中級森林警察官までの単位を確定すること。

第 16 条

- (1) 上記第 (15) 条 e 号で述べた県／市評価チームは、林業関連を担当する県／市局長によって形成される。
- (2) 上記第 (1) 項で述べた県／市評価チームの業務は、県／市内におけるジュニア監督者ランクの等級 II/a 初級実行森林警察官から一等上級監督者ランクの等級 III/d 監督森林警察官及びジュニア上級監督者ランクの等級 III/a 第一森林警察官から管理者ランクの等級 IV/a 中級森林警察官までの単位を確定すること。

第 17 条

- (1) 上記第 (11) 条で述べた評価チームを支援するため、単位確定職員によって、評価チーム事務局を形成する。
- (2) 上記第 (1) 項で述べた評価チーム事務局は、評価チーム幹事が率いる機能上人事管理を担当するチームメンバーから構成される。

第 18 条

上記第 17 条で述べた評価チーム事務局の業務は、次の通り。

- a. 単位確定提案リスト及びその添付を受領し、記録すること；
- b. 人事管理職員又は実行事務所評価チーム事務局の場合は機能的職員へ、単位確定提案リスト書類の不足または修正を依頼すること；
- c. 指定の期限内までに、評価される単位確定提案リストを評価チーム幹事経由で評価チームリーダーに提出すること；
- d. 単位評価会議の案内状を準備すること；
- e. 報告資料及び評価チームの議事録を整備すること；
- f. 評価チームによる単位評価結果を当該職員が署名するための確定単位（PAK）として処理すること；
- g. 森林警察官の単位達成度情報システムの管理をすること；
- h. 評価実施のための評価チームリーダーより与えられたその他の業務を遂行すること。

第 19 条

評価チーム及び評価チーム事務局による単位の評価は、次のように行う。

- a. 単位確定提案リスト及びその添付は、評価チームが受領し、記録及び添付書類を確認するために評価チーム事務局が処理し、単位評価チームリーダーへ報告する。

- b. 評価チームリーダーは、すべての単位確定提案リストを評価するために、評価チームメンバー全員に割り当てる。
- c. 単位評価の客観性を確保するために、各単位確定提案リストは2名の評価チームメンバーによって評価され、各評価者は、評価を各自で行う。
- d. 評価される単位確定提案リストは、単位確定のために、評価チームによって審議される。
- e. 評価チームによる単位評価結果の審議は、少なくとも評価チームの2/3が出席した場合、有効とみなす。
- f. 評価の審議は、評価チームリーダーが議長を務め、チームリーダーが不在の場合は、評価チーム副リーダーが議長を務める。
- g. 評価される単位確定提案リストが評価チームメンバーのものの場合、当該チームメンバーは評価チーム会議に出席することが禁じられ、チームリーダーはメンバーの代わりに指名することができる。
- h. 出席する評価チームの全員が、評価結果を受け入れる場合、単位確定のための処理を進めていく。
- i. 評価チームリーダーは、単位確定提案リストを評価する際に、専門家による情報や説明が必要と判断した場合、その分野の専門家から構成する技術評価チームを形成することができる。
- j. チーム会議でチームメンバーに承認された評価結果は、次のように処理する。
 - 1) チームリーダーは、単位が一段上の役職又はランクへ昇進するために至らない森林警察官には、添付 X の単位評価結果フォームを使用して、提案職員及び当該機能的職員へ評価結果を連絡する；
 - 2) チームリーダーは、単位が一段上の役職又はランクへ昇進するために至った森林警察官には、添付 XI の単位評価確定フォームに評価結果を記入する；
 - 3) 最高ランクであるジュニア管理者 (Pembina Utama) 等級 IV/c に至った中級森林警察官は、必ず少なくとも20単位獲得すること。
 - 4) 最高ランクである一等上級管理者等級 III/d に至った管理森林警察官は、規定に従って評価をするために、毎年必ず主要要素から少なくとも10単位獲得し、確定結果は当該森林警察官に連絡される。
- k. 単位評価結果の記入された単位確定フォームは、少なくとも3部作成し、単位確定職員が署名するために、評価チームリーダーへ提出する。

第 20 条

- (1) 上記第 19 条 k 号で述べた単位確定職員に公式に承認された単位評価結果は、単位確定として確定し、確定に対しては異議を申し立てることができない。
- (2) 上記第 (1) 項で述べた単位確定結果は、評価チーム事務局より、次に連絡する。
 - a. 国家人事庁長官／当該国家人事庁地域事務所長；
 - b. 当該森林警察官
 - c. 当該森林警察官の所属長
 - d. 当該評価チーム

第 5 章
終章

第 21 条

本大臣規程は立法日より有効とする。

各自が把握できるよう、本大臣規程をインドネシア共和国官報へ記載するよう、命じる。

ジャカルタにて制定。

2014 年 1 月 20 日

インドネシア共和国
林業大臣

署名

ズルキフリ・ハサン

ジャカルタにて立法。

2014 年 1 月 23 日

インドネシア共和国
法務人権大臣

署名

アミル・シャムスディン

インドネシア共和国官報 2014 年第 111 号

本写しは、原本と同内容である。

法務・組織部長

署名

クリスナ・リヤ